

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）借入物品の名称

鳥取県立倉吉総合産業高等学校汎用電子計算機組織 一式

（２）借入物品の仕様及び数量

別添鳥取県倉吉総合産業高等学校汎用電子計算機組織賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）及び別紙機器仕様一覧表のとおり

（３）借入期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

（４）納入期限

令和元年9月30日（月）

（５）納入場所

仕様書のとおり

2 公告の日

令和元年5月24日付 鳥取県公報第9104号

3 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年5月31日（金）正午までに7の（２）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に7の（２）の場所に必ず連絡すること。

（３）令和元年5月24日（金）から同年7月4日（木）（再度入札を含む。）までの間のいずれの

日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 令和元年5月24日（金）から同年7月4日（木）（再度入札を含む。）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し（令和元年5月24日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

4 契約をする者

倉吉市小田204-5
鳥取県立倉吉総合産業高等学校
校長 徳田 章人

5 契約担当部局

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

6 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書（様式第1号）
- ・納入機器の仕様調書（様式第2号）
- ・質問書（様式第3号）
- ・入札書（様式第4号）
- ・委任状（様式第5号）
- ・契約保証金免除申請書（様式第6号）

7 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0044 倉吉市小田204-5
鳥取県立倉吉総合産業高等学校
電話 0858-26-2851
電子メール sousan-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で令和元年5月24日(金)から同年6月17日(月)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後4時50分までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月4日(木)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月3日(水)午後4時50分までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

8 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

9 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

徳

10 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第3号)によることとし、電子メールにより7の(1)の場所に令和元年5月31日(金)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和元年6月7日(金)までにインターネットのホームページ(<http://www.torikyo.ed.jp/sousan-h/>)によりまとめて閲覧に供する。

11 入札者に要求される事項

(1) (3)の事前提出物を7の(1)の場所に令和元年6月17日(月)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出部数は各1部とし、その規格はA4版とする。

(3) 事前提出物

ア 入札参加資格確認書(様式第1号)

イ 納入機器の仕様調書(様式第2号)

提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料（カタログ等）を添付し、蛍光ペン及び付箋等で該当箇所を明示すること。

なお、仕様書の参考品番の機器を納入する場合は、仕様が分かる資料の添付を省略することができるものとする。

ウ 保守体制について（任意様式）

（ア）迅速なアフターサービス、メンテナンスが可能であることを証明できる書類（メンテナンスサービス体制図）、導入機器のメーカーによる支援が確約されていることが分かるもの（代理店・特約店・メーカー支援の証、パートナー証明書、サポート証明書等）を提出すること。

（イ）入札参加業者と導入保守業者が異なる場合は、本件入札に関する機器の導入及び保守に関して、導入保守業者の支援が確約されていることが分かるものを提出すること。

（ウ）導入保守業者が複数である場合は、保守連絡体制を統一するとともに、連絡先を特定すること。

12 入札参加資格の審査について

（１）11により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和元年6月25日（火）までに通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立倉吉総合産業高等学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和元年6月27日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）鳥取県立倉吉総合産業高等学校長は、（２）により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和元年7月1日（月）までに書面により回答する。

13 入札について

（１）入札方法等

ア 本件入札は、紙入札により行う。

イ 入札書には、鳥取県立倉吉総合産業高等学校汎用電子計算機組織一式の金額（履行期間中に要する経費の総額）を記載すること。

ウ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、令和元年10月1日から消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることを見込んでいるため、入札書に記載する金額については税率10パーセントを適用するものとする。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

（２）賃借料の内訳

借入物品の契約 期間中の賃借料 総額	・ 本件調達機器の搬入、撤去、設置及び設定に要する一切の経費（賃貸借期間終了後における撤去、搬出、データ消去及び処分等に要する費用を含む。） ・ 機器の操作説明会やメーカー派遣の技術者による講習会に係る経費 ・ 保険料 ・ 保守（修理（発注者の故意又は重大な過失による故障に係るものを除く。））、点検）に係る経費
--------------------------	---

（３）賃借料の支払方法

賃借料の支払方法については、各月の金額を翌月支払うこととする。

（４）入札者は、いったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（５）入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

また、第２回目以降の入札では入札書のみを提出すること。入札書を郵送する場合は、第１回目、第２回目及び第３回目の入札書を別々の封筒に入れて封かんの上、それぞれの封筒の表に「入札書（第○回）」（○には該当の数字を入れること。）及び業者名を記載し郵送すること。

（６）入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

なお、その際は、入札辞退届を、持参又は郵便等の方法により提出すること。

（７）入札書及び委任状の様式は、様式第４号及び第５号のとおりとすること。

（８）委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立倉吉総合産業高等学校長 徳田章人」とすること。

（９）再度入札は２回とする（初度入札と併せて３回とする。）。

（１０）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（１１）入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

（１２）入札者は、協定、政令、会計規則、調達手続特例規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（１３）入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

14 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の５以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する会計規則第113条第１項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

15 入札の無効

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1 案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 協定、政令、会計規則、調達手続特例規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (8) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 記名押印のない入札書による入札
 - イ 入札書を鉛筆で記載した入札
 - ウ 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

16 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

17 契約書作成の要否

要

18 手続における交渉の有無

無

19 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 14 の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、7の(1)の場所に提出すること。